

関原発第217号

2021年6月25日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

設計及び工事計画認可申請書の一部補正について

2021年4月15日付け関原発第8号をもって申請しました設計及び工事計画認可申請書（2021年6月10日付け関原発第171号にて一部補正）について、別紙のとおり一部補正します。

高浜発電所第2号機

設計及び工事計画認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

目 次

- I. 補正項目
- II. 補正を必要とする理由を記載した書類
- III. 補正前後比較表
- IV. 補正内容を反映した書類

I. 補正項目

補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
<p>(1) 添付資料</p> <p>資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書</p> <p>資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性</p> <p>資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」との整合性</p>	<p>「Ⅲ. 補正前後比較表」による。</p> <p>「Ⅲ. 補正前後比較表」による。</p>

Ⅱ．補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

2021年4月15日付け関原発第8号にて申請した設計及び工事計画認可申請書（2021年6月10日付け関原発第171号にて一部補正）について、「資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」の記載の適正化のため補正する。

Ⅲ. 補正前後比較表

高浜発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和3年5月19日付け原規規発第2105196号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。</p> <p>今回の工事における平成31年4月26日付け原規規発第19042614号にて認可された工事計画からの変更内容は、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の基本設計方針の変更である。</p> <p>設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（五号）」と設計及び工事計画のうち「基本設計方針」について示す。</p> <p>また、設置許可申請書「添付書類八」のうち「本文（五号）」に係る設備設計を記載している箇所についても整合性を示す。</p> <p>なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。</p> <p>また、本設計及び工事の計画の認可申請書「Ⅱ. 工事計画」で変更のない箇所については、令和3年2月8日付け原規規発第2102082号までに認可された高浜2号機設計及び工事計画認可申請書（以下、「既工事計画書」という。）から変更はなく、既工事計画書にて確認された整合性への影響はない。</p> <p>なお、本申請はディーゼル発電建屋内に設置している設備の工事に係るものであり、降下火砕物の層厚変更の影響は受けないため、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。</p> <p>3. 記載の基本事項</p> <p>説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。これを第1表に示す。</p> <p>上記の基本設計方針の変更に関連する記載については、実線のアンダーラインで明示し、本設計及び工事の計画が発電用原子炉の設置の許可に抵触するものでないことを示す。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。</p> <p>今回の工事における平成31年4月26日付け原規規発第19042614号にて認可された工事計画からの変更内容は、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の基本設計方針の変更である。</p> <p>設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（五号）」と設計及び工事計画のうち「基本設計方針」について示す。</p> <p>また、設置許可申請書「添付書類八」のうち「本文（五号）」に係る設備設計を記載している箇所についても整合性を示す。</p> <p>なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。</p> <p>また、本設計及び工事の計画の認可申請書「Ⅱ. 工事計画」で変更のない箇所については、令和3年2月8日付け原規規発第2102082号までに認可された高浜2号機設計及び工事計画認可申請書（以下、「既工事計画書」という。）から変更はなく、既工事計画書にて確認された整合性への影響はない。</p> <p>3. 記載の基本事項</p> <p>説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。これを第1表に示す。</p> <p>上記の基本設計方針の変更に関連する記載については、実線のアンダーラインで明示し、本設計及び工事の計画が発電用原子炉の設置の許可に抵触するものでないことを示す。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

高浜発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要 本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和3年5月19日付け原規規発第2105196号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。 設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文(十一号)」と設計及び工事の計画のうち「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」について示す。 なお、本申請における設置許可申請書との整合性に関して、大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る設置許可申請書の「本文(十一号)」については変更がないことから、大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応の影響を受けるものではない。</p> <p>3. 記載の基本事項 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、「本文(十一号)」に記載する順とする。</p> <p style="text-align: center;">- T2-添1-2-1 -</p>	<p>1. 概要 本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。 設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文(十一号)」と設計及び工事の計画のうち「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」について示す。</p> <p>3. 記載の基本事項 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、「本文(十一号)」に記載する順とする。</p> <p style="text-align: center;">- T2-添1-2-1 -</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

IV. 補正内容を反映した書類

1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

2. 基本方針

本設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。

今回の工事における平成31年4月26日付け原規規発第19042614号にて認可された工事計画からの変更内容は、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の基本設計方針の変更である。

設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（五号）」と設計及び工事計画のうち「基本設計方針」について示す。

また、設置許可申請書「添付書類八」のうち「本文（五号）」に係る設備設計を記載している箇所についても整合性を示す。

なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。

また、本設計及び工事の計画の認可申請書「Ⅱ. 工事計画」で変更のない箇所については、令和3年2月8日付け原規規発第2102082号までに認可された高浜2号機設計及び工事計画認可申請書（以下、「既工事計画書」という。）から変更はなく、既工事計画書にて確認された整合性への影響はない。

3. 記載の基本事項

説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。これを第1表に示す。

上記の基本設計方針の変更に関連する記載については、実線のアンダーラインで明示し、本設計及び工事の計画が発電用原子炉の設置の許可に抵触するものでないことを示す。

1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

2. 基本方針

設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。

設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（十一号）」と設計及び工事の計画のうち「Ⅳ．設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」について示す。

3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、「本文（十一号）」に記載する順とする。